秋田市立旭北小学校いじめ防止基本方針

1　いじめの定義と基本理念

（1）　いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

（2）　基本認識

すべての教職員及び本校関係者は、「いじめは、個人の尊厳を重んじ、正義と責任を果たし、自他の敬愛と協力を重んずるべき教育の理念に著しく反するものであり、人間として絶対に許されるべきものではない」という基本認識に立ちます。

また、すべての教育指導の基盤が学級経営に大きく依存することから、明るく穏やかで、温かい雰囲気のある学級づくりを最優先にします。

（3）　基本的な考え方

○　すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもちます。

○　いじめの被害者と加害者は常に同一ではなく､大きく入れ替わることがあるので、被害者や加害者になりそうな子どもを発見したり予見したりして、対応するとともに、学校の子ども全体を対象とした取組を行います。

以上の２点を基本的認識として、

①いじめは人権侵害であり、また、刑事罰が課せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為であり「いじめは絶対に許さない」学校にします。

②いじめられている子どもの立場に立って、その子どもを絶対に守り通します。

③いじめている子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行います。

④豊かな人間関係を育むための教育活動を年間を通して取り入れ、未然防止に努めます。

⑤いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、いじめを受けた子どもおよびいじめた子どもについては日常的に、保護者と連携しつつ、注意深く観察を継続します。

また、日頃から子どもと教職員との信頼関係の構築に努め、子どもの悩みや相談を受け入れることができるようにします。保護者との信頼関係の構築や連携を深めるとともに、地域や関係機関との連携・協力に努めます。

さらに、子どもの人間関係を把握して、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。いじめが発生した際には、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた子どもの心からの反省を促し、子どもが安心して学校生活が送れるよう指導に努めます。

2　いじめ未然防止のための取組

いじめについて、子どもが主体となって取り組む活動、教職員が主体となって取り組む活動、さらにいじめの未然防止のみならず広く社会性を育むための活動と大きく分け、目的や実施時間に幅をもたせながら、即効性を求めたり長期的なスパンで取り組んだりしていきます。その際、日常的な取組として、「分かる喜び・できる喜び」を実感をできる授業づくりの推進や保護者・地域との連携を進めていきます。

（1）　子どもが主体となって取り組むいじめ未然防止のための活動

・児童委員会が中心となって、年間を通して、「あったかハート」を合い言葉とした活動を進め、子ども主体のいじめ防止の取組に努めます。

（２） 教職員が主体となって取り組むいじめ未然防止のための活動

・日常の社会的なルールやマナーの指導による規範意識の醸成と集団としての意識等の向上に努めます。
・道徳科や特別活動で、いじめ問題について考え、議論するなど、望ましい価値観の醸成や実践力の育成を図ります。
・一人一人の居場所づくりのためにグループエンカウンターなどを実施します。
・朝や帰りの学級活動などの際の「ハッピーニュース」など、互いによさを紹介したり賞賛したりする場などを設定（ストレッサー軽減のための活動）します。
・特に、教育的な配慮が必要な子どもについては、保護者や関係機関との連携を図りながら特性や心情に応じて適切な支援をします。
・インターネットやＬＩＮＥ等によるネットトラブルおよびオンラインゲームによるトラブルの未然防止のために、情報モラルについて考える場を設け、指導の徹底に努めるとともに、家庭への注意喚起と協力を呼び掛けます。

（３） いじめの未然防止のみならず広く社会性を育むための活動

・自己有用感を育むための異学年交流の活動を実施します。
→　なかよし活動（ペア学年)、１年生を迎える会、６年生を送る会　等
・子ども同士の絆づくりのための活動を実施します。
→　学校行事（修学旅行、宿泊研修、運動会、校外学習など）における子どもによるグループ活動　等
→　話合いやクラスレクリエーションなど、学級活動における一人一人の活躍の場の設定と互いの賞賛による動機付け

（４） 「分かる・できる」授業づくりの推進

・子ども一人一人が、満足感や達成感を味わうことができるよう、すべての子どもが活躍できる場面設定や一人一人の状況に応じた指導、進歩や成長を実感できる振り返りなど、「分かる喜び」「できる喜び」を大切にした授業づくりをします。
・教師の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりしないよう、日々の指導の在り方に細心の注意を払います。

（５） 地域や関係機関との連携

・地域行事（竿燈まつり、長寿を祝う会、友愛訪問、聖徳会訪問、日吉八幡神社祭典、地区体協各種行事、企業ロビー作品展示、各種展覧会等）への積極的な参加による、地域の方々からの賞賛と励ましなどにより自尊感情の向上を図ります。
・警察署員を招いての交通安全教室及び防犯教室などにより規範意識の醸成に努めます。
・民生児童委員、外部指導者、保護者ボランティアなどとの関わりによる人間性の涵養に努めます。

３　いじめの早期発見の取組

日頃から教職員のアンテナを高くして、子どもの小さな変化やわずかな兆候を見逃さないように努めるとともに、受容と共感に基づく子どもとの信頼関係の構築に努めます。また、学校のみならず、家庭や地域とも連携して情報を収集したり共有したりします。

（１） 定期的なアンケート調査の実施

・「あったかアンケート」（いじめに関するアンケート）を８月を除いた月の年１１回を学校で実施します。さらに昨年度から、秋季休業中に家に持ち帰って書くアンケートも実施しています。
・アンケートの内容は、簡単に実施、集計できるものとします。
・実施時の真剣な雰囲気づくりに留意します。
・アンケート調査の結果は、担任、学年主任、生徒指導主事が中心となって確認し、対応等の情報を職員で共有します。

（２） 面談の実施

・アンケートに基づく子どもからの聞き取りや個人面談を実施します（学級担任を中心とした全校による相談体制の確立：学担→学年→学団→養護教諭・少人数担当・教務主任→教頭・校長の順で実施。面談希望票の活用)。

（３） チェックリストの活用や日常の観察など
・チェックリストの活用や観察などによる子どもの活動を注視します。（県教委作成リストの活用など、定期的な子どもを語る会の実施）

（４） 家庭や地域との連携
・連絡ノートや電話・家庭訪問などによる保護者と情報を共有します。
・地域行事への参加や関係機関との日常的な連携による情報収集と共有を行います。

４　いじめへの組織的対応

いじめ防止に向けた取組を組織的に行うため、「旭北小学校いじめ対策委員会」を設置し、特定の教職員で問題をで抱え込むことのないように組織的に対応します。

「旭北小学校いじめ対策委員会」
・本委員会は、管理職、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任など複数の教職員のほか、学校運営協議会委員の方々で構成します。
・本委員会において、基本方針や年間計画の策定、見直しのほか、いじめ防止に向けた取組状況等について協議します。
・日常の取組については、教職員が危機意識をもち、迅速で的確な実態把握（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように、どの程度）に努め、情報の共有や個別のいじめ事案における対応方針の決定、対応状況の確認等を行います。
・子どものささいな兆候や子どもからの訴えを学級担任などが抱え込まず、管理職に報告・相談するとともに、本委員会でその情報を共有します。
・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに努めます。
・いじめの相談・通報窓口になります。
・緊急を要する場合は、緊急会議を実施し、いじめの情報の把握と共有、関係する子どもへの事実確認の聴取・精査に努めます。
・子どもへの毅然とした指導、学級や学年、ときには学校全体への指導など事実関係に基づき、信頼関係にも配慮したきめ細やかな指導を行います（保護者に対しても同様に行います)。また、暴力を伴う場合や重大な事態へは広域カウンセラーや関係機関と連携を図りながら適切に対応します。

（１） 学校体制での対応
・学級担任が一人で問題を抱え込むことのないように、情報を速やかに「旭北小学校いじめ対策委員会」に報告するとともに、学校の管理職のリーダーシップに基づく具体的な対策の検討と組織的な対応（役割分担と責任の明確化）を行います。
・全教職員への情報提供と共通理解および意思統一された対応をします。

（２） いじめられた子どもへの指導
・事実関係の確認、注意深く観察するなど継続的な状況の確認をします。
・親身な指導と助言、いじめられている子どもの立場に寄り添い「絶対に守られている」ことが実感できるような安心感を与えます（誠意をもって適切な情報を提供し解決への見通しや道筋を伝えます)。
・保護者への適切な情報提供と指導過程の報告、解決への見通しの提示、家庭での様子を確認します。
・いじめを受けた子どもの心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行います。

（３） いじめた子どもへの指導
・事実関係の確認、注意深く観察するなど継続的な指導をします。
・教育的な愛情を前提としつつ、行為の善悪をしっかり理解させ反省・謝罪させるなど毅然とした態度で指導に当たります。
・保護者への適切な情報提供、誠実な対応で理解と協力を得るように努めます。

（４） 学級や学年・学校全体への指導
・「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で指導します。
・情報提供の呼びかけ（情報源の守秘）をします。
・「加害」、「被害」の二者関係だけでなく、「観衆」「傍観者」の存在など、集団全体に関わる問題であることを認識した上で指導します。

（５） 暴力を伴う場合の対応

ア　日常生活での暴力の場合

・理由は何であれ、暴力をやめさせ、法律によって禁じられていることなどから、暴力を行使したことに対して毅然とした態度で指導します。

・暴力行為を発見した場合は、程度の軽重を問わずに問題にします。

イ　暴力を伴ういじめの場合

・「気付きつつ、見逃しやすい」という特徴があるので、アンテナを高くして見逃さないようにします。

・関わっている子どもが誰であれ、暴力をやめさせます。「ふざけ」や「けんか」、「いじり」と軽く考えず、気付いていながら見逃さず、毅然とした態度で指導します。

（６） 保護者との連携

・いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るように努めるとともに、対応の経過や事後の子どもの状況等について、その都度適切に情報を提供します。

・いじめた子ども、いじめられた子ども双方の保護者と協議しながら、子どもが安心して学校生活を送れるように継続的に支援します。

（７） 重大事態等への対応

・状況に応じて広域カウンセラーや関係機関（教育委員会、警察署等）と連携を図ります。

・重大事態が発生したときは、速やかに教育委員会に報告して、対応について協議します。また、子どもや保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして、教育委員会に報告・調査に当たります。

５　いじめ防止に向けた保護者と地域の連携

ここまで述べてきた保護者や地域との連携や関わりについての事項に加えて次のような取組も行います。

日頃から校報やＰＴＡ、ホームページなどを通して、「学校いじめ防止基本方針」および「旭北小学校いじめ対策委員会」の存在、学校のいじめ防止に向けての取組を周知するとともに、保護者や地域の方々と情報を共有して、大人みんなで子どもを見守る体制づくりに努めます。

（１） 校報や学年だよりによる情報の発信

・本校での事例に限らず様々な実践事例などを紹介して、啓発を図ります。

（２） 学年・学級ＰＴＡにおける協議等

・現在の状況の説明や協議、情報提供や共有などに努めます。

（３） ホームページの活用

・学校の取組、子どもの活動の紹介などを随時更新します。

（４） 相談窓口や期間の紹介

・学校以外の相談窓口や機関を紹介します。

６　年間計画（令和８年５月現在）

※「あったかアンケート」とそれに伴う児童との面談は８月を除く毎月実施。

※「いじめ・不登校・特別な配慮を必要とする児童」について、職員会議にて共通理解を図る場を設定。